【県指定・有形文化財 (建造物)】

台明寺日枝神社本殿

(平成29年4月21日指定)



七間社流造の本殿全景



本殿背面

O 所在地 霧島市国分台明寺1103

O **所有者** 台明寺日枝神社

O 特 徴 ななけんしゃながれづくり

本殿の造営は、19世紀の改築時(明治20年)と思われる「七間社流造」という特殊な形式を呈する神社建築です。

七間社は、正面(桁行)の柱間が七つでできており、流造は、側面から見た屋根形状が対象形ではなく、正面側の屋根を長く葺きおろした造りです。柱八本で造る七間社流造は、鹿児島県では唯一であります。